

令和2年度第2回
守谷市国民健康保険運営協議会

会議資料

(当日ご持参ください。)

と き：令和2年8月19日（水）
午後1時から
ところ：守谷市役所 全員協議会室

会 議 次 第

と き：令和2年8月19日（水）
午後1時から
ところ：市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 報告事項

- (1) 令和元年度守谷市国民健康保険事業運営状況について
- (2) 令和2年度守谷市国民健康保険事業運営概要について
- (3) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (4) 守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- (5) 規則の廃止について
- (6) 国民健康保険データヘルス計画について
- (7) 国民健康保険税の改正について

5 その他

6 閉会

[資料目次]

(資料No.1) 令和元年度守谷市国民健康保険事業運営状況について	3～ 8
(資料No.2) 令和2年度守谷市国民健康保険事業運営概要について	9～14
(資料No.3) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	15～16
(資料No.4) 守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	17
(資料No.5) 規則の廃止について	18
(資料No.6) 守谷市国民健康保険運営協議会委員名簿	19
(資料No.7) 国民健康保険データヘルス計画について	別紙1
(資料No.8) 国民健康保険税の改正について	別紙2
(参考資料) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について	別紙3

令和元年度守谷市国民健康保険事業運営状況について

1. 国民健康保険特別会計決算状況

歳入

(単位：千円，%)

款	項	元年度	構成比	30年度	構成比	増減額	増減率
国民健康保険税	国民健康保険税	1,457,342	25.9	1,535,908	26.4	△78,566	△5.1
使用料及び手数料	手数料	405	0.0	402	0.0	3	0.7
国庫支出金		302	0.0	-	-	302	皆増
	国庫補助金	302	0.0	-	-	302	皆増
県支出金		3,634,515	64.7	3,443,913	59.1	190,602	5.5
	県補助金	3,634,515	64.7	3,443,913	59.1	190,602	5.5
財産収入	財産運用収入	154	0.0	162	0.0	△8	△4.9
繰入金		397,177	7.1	391,248	6.7	5,929	1.5
	他会計繰入金	397,177	7.1	391,248	6.7	5,929	1.5
繰越金	繰越金	93,706	1.7	426,602	7.3	△332,896	△78.0
諸収入		32,512	0.6	25,653	0.5	6,859	26.7
	延滞金加算金及び過料	16,854	0.3	10,354	0.2	6,500	62.7
	雑入	15,657	0.3	15,299	0.3	358	2.3
療養給付費等交付金	療養給付費等交付金	-	-	837	0.0	△837	皆減
歳入合計		5,616,113	100.0	5,824,725	100.0	△208,612	△3.6

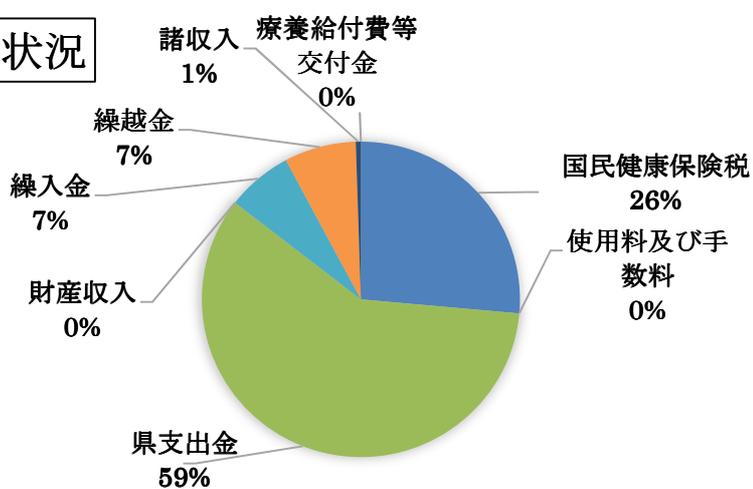
歳出

(単位：千円，%)

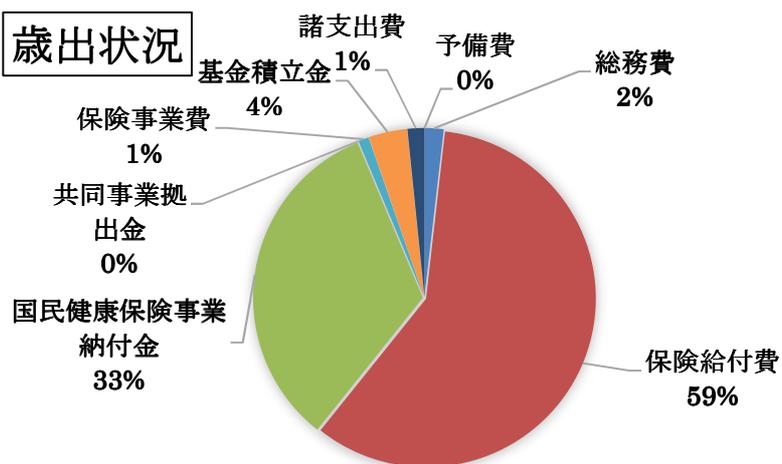
款	項	元年度	構成比	30年度	構成比	増減額	増減率
総務費		111,307	2.0	102,603	1.8	8,704	8.5
	総務管理費	104,444	1.9	92,432	1.6	12,012	13.0
	徴税费	6,041	0.1	9,428	0.2	△3,387	△35.9
	運営協議会費	142	0.0	82	0.0	60	73.2
	趣旨普及費	680	0.0	661	0.0	19	2.9
保険給付費		3,548,315	64.1	3,373,304	58.9	175,011	5.2
	療養諸費	3,116,255	56.3	2,998,334	52.3	117,921	3.9
	高額療養諸費	413,194	7.5	351,915	6.2	61,279	17.4
	移送費	-	-	138	0.0	△138	皆減
	出産育児諸費	15,516	0.3	19,717	0.3	△4,201	△21.3
	葬祭諸費	3,350	0.0	3,200	0.1	150	4.7
国民健康保険事業費納付金		1,704,715	30.8	1,894,272	33.0	△189,557	△10.0
	医療給付費分	1,106,568	20.0	1,297,429	22.6	△190,861	△14.7
	後期高齢者支援金等分	455,379	8.2	464,095	8.1	△8,716	△1.9
	介護納付金分	142,768	2.6	132,748	2.3	10,020	7.5
共同事業拠出金	共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0

保健事業費		60,652	1.1	58,628	1.0	2,024	3.5
	保健事業費	15,208	0.3	14,204	0.2	1,004	7.1
	特定健康診査等事業費	45,444	0.8	42,340	0.7	3,104	7.3
基金積立金	基金積立金	109,558	2.0	213,056	3.7	△103,498	△48.6
諸支出金		3,853	0.0	89,155	1.6	△85,302	△95.7
	償還金及び還付加算金	3,838	0.0	88,988	1.6	△85,150	△95.7
	指定公費支出金	15	0	167	0	△152	△91.0
予備費	予備費	-	-	-	-	-	-
歳出合計		5,538,401	100.0	5,731,019	100.0	△192,618	△3.4

歳入状況



歳出状況

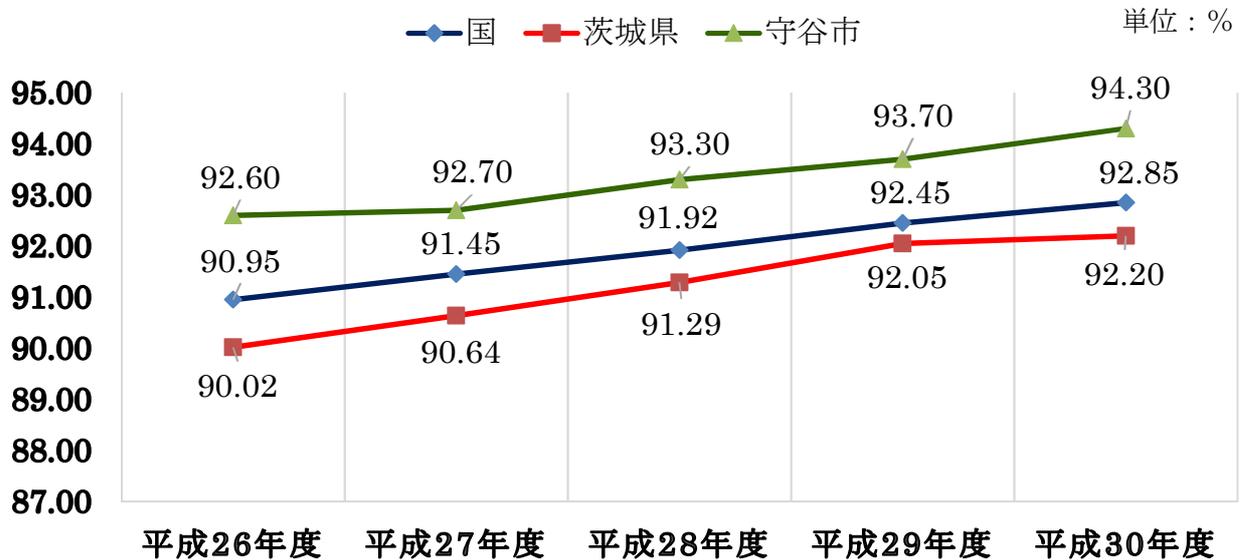


2. 国民健康保険税収納状況（決算額）

年 度	令和元年度	平成30年度	前年度比
調定額	1,654,071,336 円	1,777,286,118 円	123,214,782 円減
現年課税分	1,433,655,700 円	1,518,809,800 円	85,154,100 円減
滞納繰越分	220,415,636 円	258,476,318 円	38,060,682 円減
収入済額	1,457,342,581 円	1,535,908,125 円	78,565,544 円減
現年課税分	1,352,249,749 円	1,432,072,838 円	79,823,089 円減
滞納繰越分	105,092,832 円	103,835,287 円	1,257,545 円増
収納率	88.1%	86.4%	1.7 ポイント増
現年課税分	94.3%	94.3%	0 ポイント増
滞納繰越分	47.7%	40.2%	7.5 ポイント増

※参考 令和元年度収納率 県平均 79.05% 県内市町村 4 位
 現年度収納率 県平均 92.53% 県内市町村 7 位

国民健康保険税収納率の推移



※国、県の収納率は居所不明者分を控除した調定額を用いています。

3. 国民健康保険特別会計における法定外繰入の状況（予算と決算）

年 度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,000 円	1,000 円	1,000 円
決算額（見込含む）	0 円	0 円	—

4. 特定健康診査の推進

(1) 医療機関健診の実施と自己負担の軽減

特定健康診査・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病を予防し、国保加入者の健康維持と増え続ける医療費の抑制を図ることを目的として40歳から74歳までの方を対象に実施しています。また、受診しやすい環境づくりとして、集団健診以外に指定された医療機関において、受診日や受診する医療機関を選ぶことができる医療機関健診を実施しています。また、生活習慣病の治療中の方が本人の申し出により、診療時に測定された特定健康診査に該当する検査結果データをかかりつけ医が市へ情報提供することで健康診査を受診したことになる、かかりつけ医からの診療情報等提供事業も実施しています。

さらに、集団健診及びかかりつけ医からの診療情報提供事業においては、対象となる全年齢において自己負担額を無料に、医療機関健診における自己負担額を1,000円とし、受診率の向上に努めています。

人間ドック及び脳ドックについては、人間ドックでは15,800円、脳ドックでは26,300円の検診費用の助成を行い、病気の早期発見につなげています。

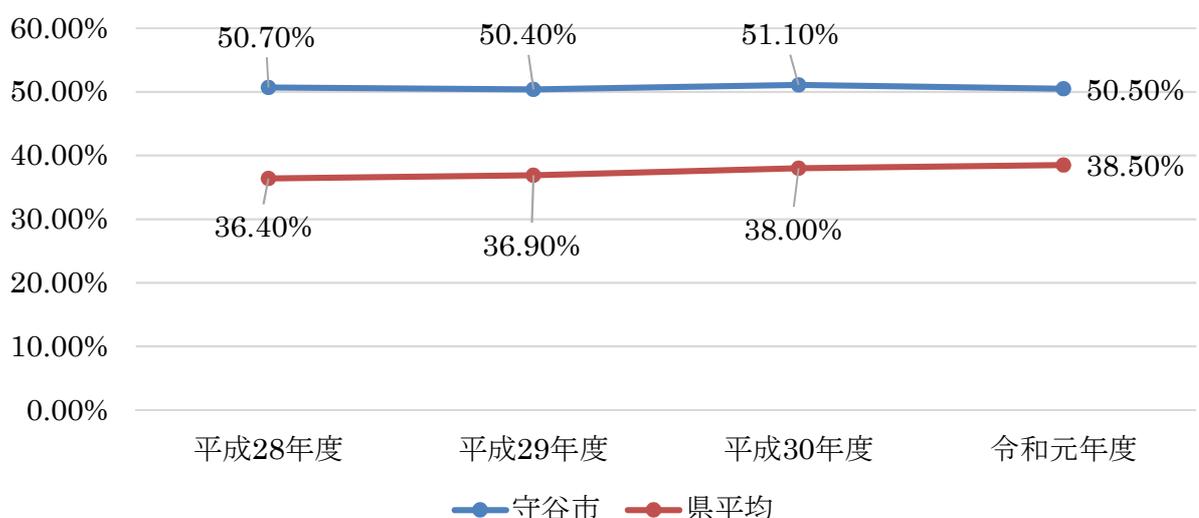
(2) 特定健康診査受診者数・受診率（人間ドック等を含む）

年 度	令和元年度	平成30年度	前年度比
受診者数／対象者数（※1）	4,501人／8,919人	4,731人／9,250人	230人減／331人減
受診率	50.5%	51.1%	0.6ポイント減

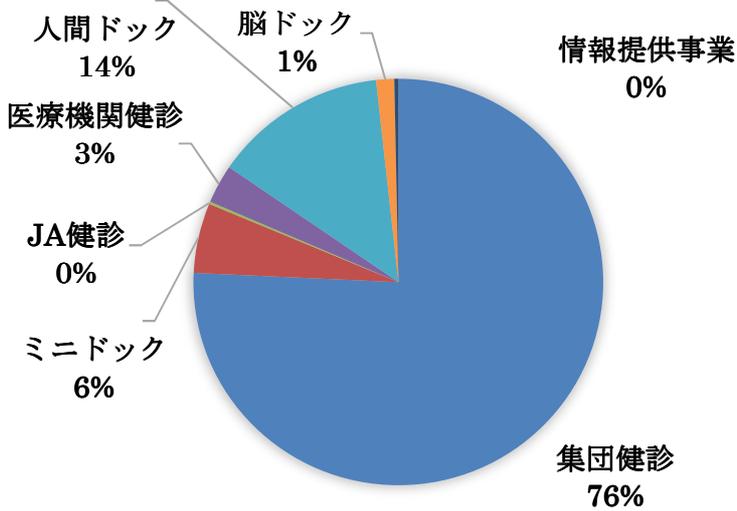
令和2年6月30日現在 県平均 38.5% 県内市町村4位

※1 上記の表は法定報告であり、当該年度の4月1日時点で国保加入者であって、特定健診実施後に国保を脱退した者は除く。また、年度途中で国保に加入し特定健診を実施した者も除く。実際に集団健診等を受診した人数とは異なる。

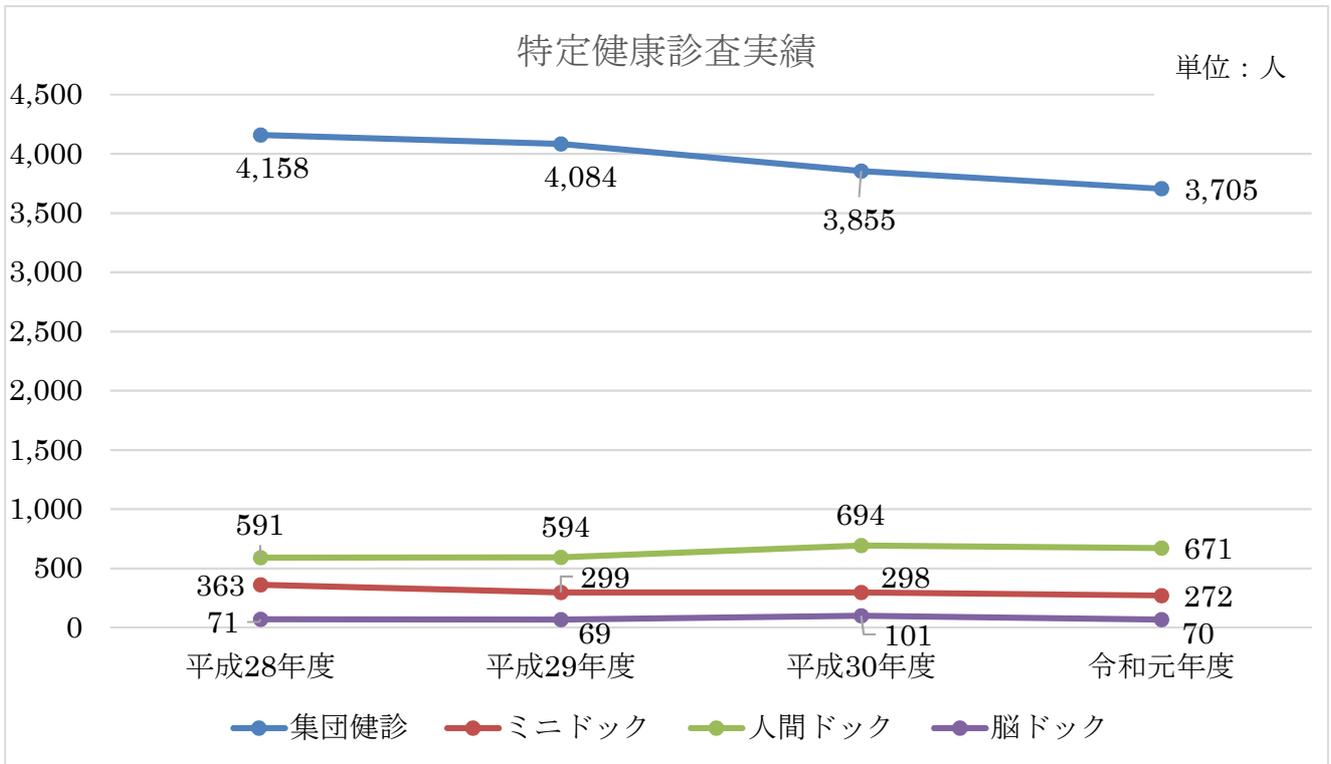
特定健康診査受診率の推移



令和元年度特定健康診査内訳



集団健診	3,705 人
ミニドック	272 人
JA 健診	9 人
医療機関健診	151 人
人間ドック	671 人
脳ドック	70 人
医療機関情報提供事業	15 人
合計	4,893 人



(3) 在宅血液検査事業

令和元年度からは、特定健康診査の対象となる1年前の39歳の国民健康保険被保険者に対し、スマートフォンから申込み、自宅に送られてきた血液検査キットを自己採血し返送することで、スマートフォンで血液検査結果（生化学14項目）及び健康相談ができる「スマホdeドック」を開始しました。40歳からの特定健康診査について1年前から意識付けをし、若年層の特定健康診査の実施率向上を目的としています。

年度	対象者数	申込上限	実施者数
令和元年度	93 人	25 人	8 人



5. ジェネリック医薬品利用促進

(1) ジェネリック医薬品差額通知の送付

医療費増加を抑制するために、国全体でジェネリック医薬品の利用促進に積極的に取り組んでいます。なお、各年度の実績は下表のとおりです。

年 度	令和元年度	平成30年度
発送時期	①令和元年8月 ②令和2年2月	①平成30年8月 ②平成31年2月
発送件数	①146件 ②133件 計 279件	①177件 ②189件 計 366件
抽出対象	慢性疾患に関する医薬品（血圧降下剤，高脂血症用剤，糖尿病用剤）を服用している方で，ジェネリック医薬品に切り替えた場合に月額300円以上の効果がある40歳以上の被保険者	

(2) ジェネリック医薬品利用率

年 度	令和元年度	平成30年度
診療月利用率	令和2年1月 83.72%（県内4位）	平成31年1月 81.97%（県内1位）

※令和2年1月現在 県平均78.35%

※令和2年1月分 後発医薬品に変更できる先発医薬品の費用 128,507.9円

令和2年度守谷市国民健康保険事業運営概要について

国民の生命と健康を支える日本の医療制度は、社会保障制度の基盤として平均寿命の上昇や医療水準の高度化を実現しています。国民健康保険（国保）は、国民皆保険制度の中核として地域医療の確保と国民の健康増進に大きく関与し、医療制度の重要な役割を担っています。

しかし、国保の運営に関しては、少子・高齢化や医療の高度化・長期化などによる医療費の増大とともに、非正規雇用者や年金受給者が増加するなどの構造的問題に直面しており、国においても、事業を持続可能なものにするための制度の構造改革が行われています。

市民の約6分の1の被保険者が加入する守谷市の国保事業において、保険給付費や後期高齢者支援金等の支出が増加する傾向が続き、財政運営は厳しい状況にあります。

このような状況の中、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営において中心的な役割を担い、制度の安定化を図っています。

守谷市国保の事業運営においては、平成30年3月に策定しました「第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健診等実施計画」に基づき、特定健康診査の受診率の向上、メタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させるための特定保健指導の強化、糖尿病の重症化や腎不全による人工透析への移行を防止するための糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施し、医療費の抑制と市民の健康増進に努めてまいります。

1. 国保制度の啓発

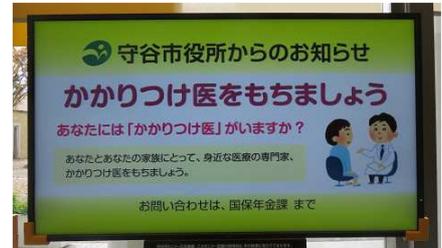
- (1) 制度啓発用パンフレットの配布
- (2) 広報紙や市ホームページ等による制度の周知（資格、給付及び特定健診や国保税に係る記事の掲載）
- (3) 被保険者資格の適用適正化事業の実施（国保資格喪失者に対する届出勧奨通知及び社会保険資格喪失者に対する医療保険加入勧奨通知の送付）



2. 国保財政の健全化

- (1) 診療報酬明細書等（レセプト）に係る資格点検及び内容点検の推進
- (2) 受診内容及び診療費の費用額確認のため医療費通知を送付（2か月分ごとの受診記録を年6回通知）
- (3) 第三者行為（交通事故等）に係る医療機関との連携による求償事務
- (4) 不当利得者に対する保険給付費に係る返還事務の強化
- (5) 日曜日の国保税窓口納付やコンビニ・クレジット納付による利便性の確保。令和2年4月からはスマホ決済（PayPay, LINEPay, PayB）による納付の開始。
- (6) ジェネリック医薬品利用差額通知の送付、広報掲載及び市政情報モニター掲載による同医薬品の使用促進
- (7) おくすり手帳の有効性、重複・頻回受診及び時間外診療の削減について広報で周知

(8) かかりつけ医の有効性について、広報掲載や市政情報モニターによるPR



3. 保健事業の充実

(1) 人間ドック・脳ドック検診費用の助成による疾病の早期発見及び重症化予防

(2) 特定健康診査の集団健診及び医療機関での個別健診の実施

集団検診は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、定員を設け電話による予約制とした。また、基礎疾患のある者については、個別健診を推奨している。

(3) 特定健康診査の追加項目について、尿酸値検査を追加

(3) 特定健康診査未受診者に対する受診勧奨及び追加健診の実施

(4) 保健師の配置による特定保健指導の強化

(5) 糖尿病の重症化や腎不全による人工透析への移行を防止するための糖尿病性腎臓病重症化予防事業の実施

(6) 健康の保持増進及び生活習慣改善のための健康教室の実施

(7) 39歳を対象にした在宅血液検査事業（スマホ de ドック）の実施

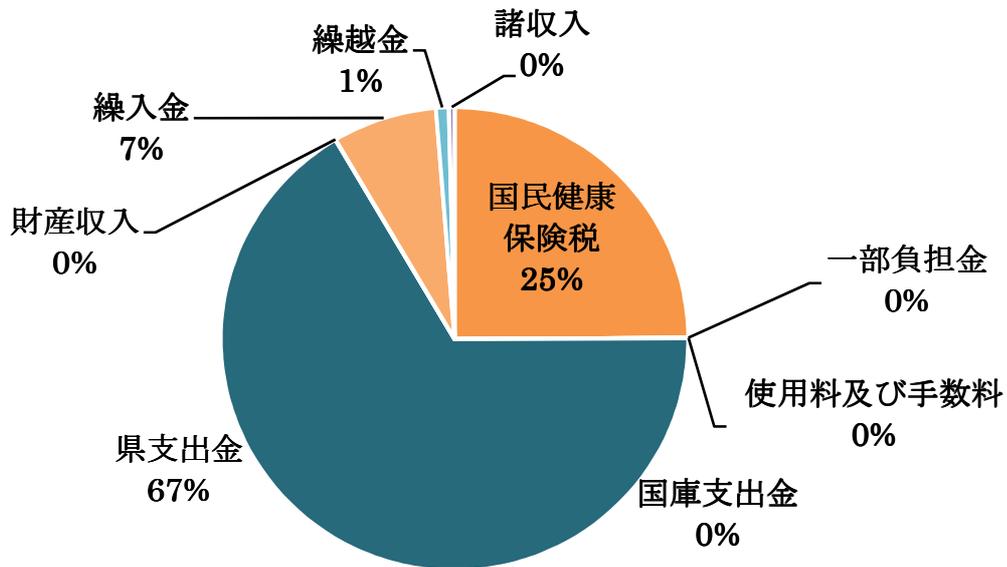
※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染の状況によっては、特定健康診査及び保健指導事業については実施できない場合がある。

4. [令和2年度予算] 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	2年度	構成比	元年度	構成比	増減額	増減率
国民健康保険税	国民健康保険税	1,387,991	24.9	1,419,407	27.4	△31,416	△2.2
一部負担金	一部負担金	2	0.0	2	0.0	0	0.0
使用料及び手数料	手数料	403	0.0	366	0.0	37	10.1
国庫支出金	国庫補助金	714	0.0	1	0.0	713	713.0
県支出金	県補助金	3,708,161	66.6	3,274,808	63.3	433,353	13.2
財産収入	財産運用収入	163	0.0	153	0.0	10	6.5
繰入金		402,958	7.2	409,328	7.9	△6,370	△1.6
	他会計繰入金	402,958	7.2	409,328	7.9	△6,370	△1.6
	基金繰入金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
繰越金	繰越金	50,001	0.9	50,001	1.0	0	0.0
諸収入		21,026	0.4	22,356	0.4	△1,330	△5.9
	延滞金・加算金及び過料	7,815	0.1	7,448	0.1	367	4.9
	雑入	13,211	0.3	14,908	0.3	△1,697	△11.4
歳入合計		5,571,419	100.0	5,176,422	100.0	394,997	7.6

令和2年度国民健康保険特別会計歳入予算内訳

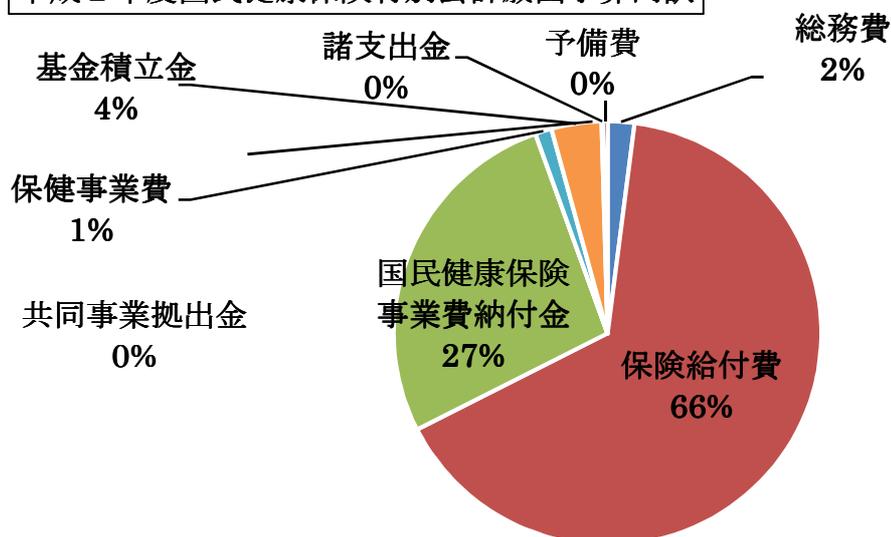


5. [令和2年度予算] 歳出の状況

(単位：千円, %)

款	項	2年度	構成比	元年度	構成比	増減額	増減率
総務費		113,025	2.0	116,790	2.2	△3,765	△3.2
	総務管理費	106,910	1.9	109,592	2.1	△2,682	△2.4
	徴税費	5,149	0.1	6,260	0.1	△1,111	△17.7
	運営協議会費	262	0.0	257	0.0	5	1.9
	趣旨普及費	704	0.0	681	0.0	23	3.4
保険給付費		3,647,785	65.5	3,217,128	62.1	430,657	13.4
	療養諸費	3,240,287	58.1	2,857,743	55.2	382,544	13.4
	高額療養諸費	383,187	6.9	331,633	6.4	51,554	15.5
	移送費	140	0.0	140	0.0	0	0.0
	出産育児諸費	20,171	0.4	23,112	0.4	△2,941	△12.7
	葬祭諸費	4,000	0.1	4,500	0.1	△500	△11.1
国民健康保険事業費納付金		1,504,844	27.0	1,704,719	33.0	△199,875	△11.7
	医療給付費分	942,002	16.9	1,106,570	21.4	△164,568	△14.9
	後期高齢者支援金等分	425,228	7.6	455,380	8.8	△30,152	△6.6
	介護納付金分	137,614	2.5	142,769	2.8	△5,155	△3.6
	後期高齢者支援金等分	425,228	7.6	455,380	8.8	△30,152	△6.6
	介護納付金分	137,614	2.5	142,769	2.8	△5,155	△3.6
共同事業拠出金	共同事業拠出金	1	0.0	3	0.0	△2	△66.7
保健事業費		69,726	1.2	71,309	1.4	△1,583	△2.2
	保健事業費	18,556	0.3	18,551	0.4	5	0.0
	特定健康診査等事業費	51,170	0.9	52,758	1.0	△1,588	△3.0
基金積立金	基金積立金	211,255	3.8	41,527	0.8	169,728	408.7
諸支出金		4,783	0.1	4,946	0.1	△163	△3.3
	償還金及び還付加算金	4,773	0.1	4,773	0.1	0	0.0
	指定公費支出金	10	0.0	173	0.0	△163	△94.2
予備費	予備費	20,000	0.4	20,000	0.4	0	0.0
歳出合計		5,571,419	100.0	5,176,422	100.0	394,997	7.6

平成2年度国民健康保険特別会計歳出予算内訳



6. 守谷市国民健康保険に関する参考資料

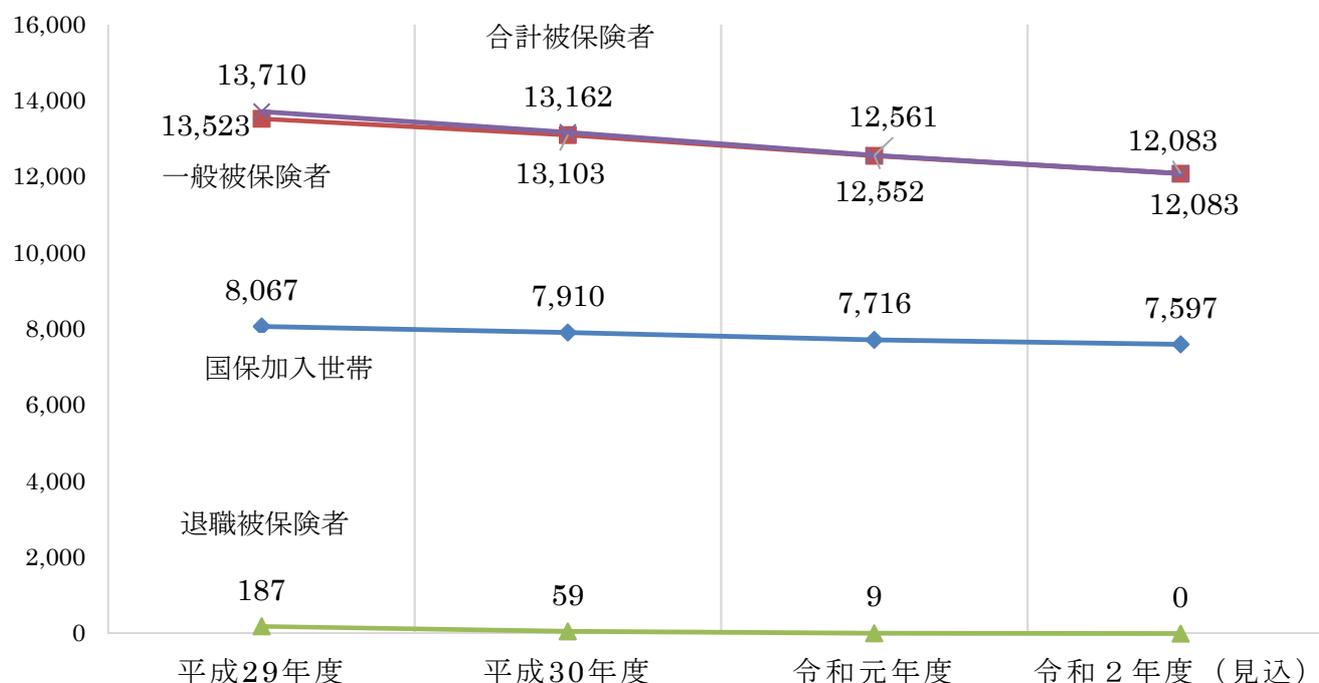
(1) 被保険者の加入状況

年度 区分	平成29年度 (年間平均)	平成30年度 (年間平均)	令和元年度 (年間平均)	令和2年度 (見込)
国保加入世帯数	8,242 世帯	8,067 世帯	7,716 世帯	7,597 世帯
一般被保険者数	13,922 人	13,523 人	12,552 人	12,083 人
退職被保険者数	412 人	187 人	9 人	0 人
合計被保険者数	14,334 人	13,710 人	12,561 人	12,083 人

※ 数値は事業年報に基づく

被保険者の加入状況の推移

単位：人



(2) 被保険者1人当たりの予算・決算状況 (抜粋 ※算出基礎：年間平均被保者数)

歳入

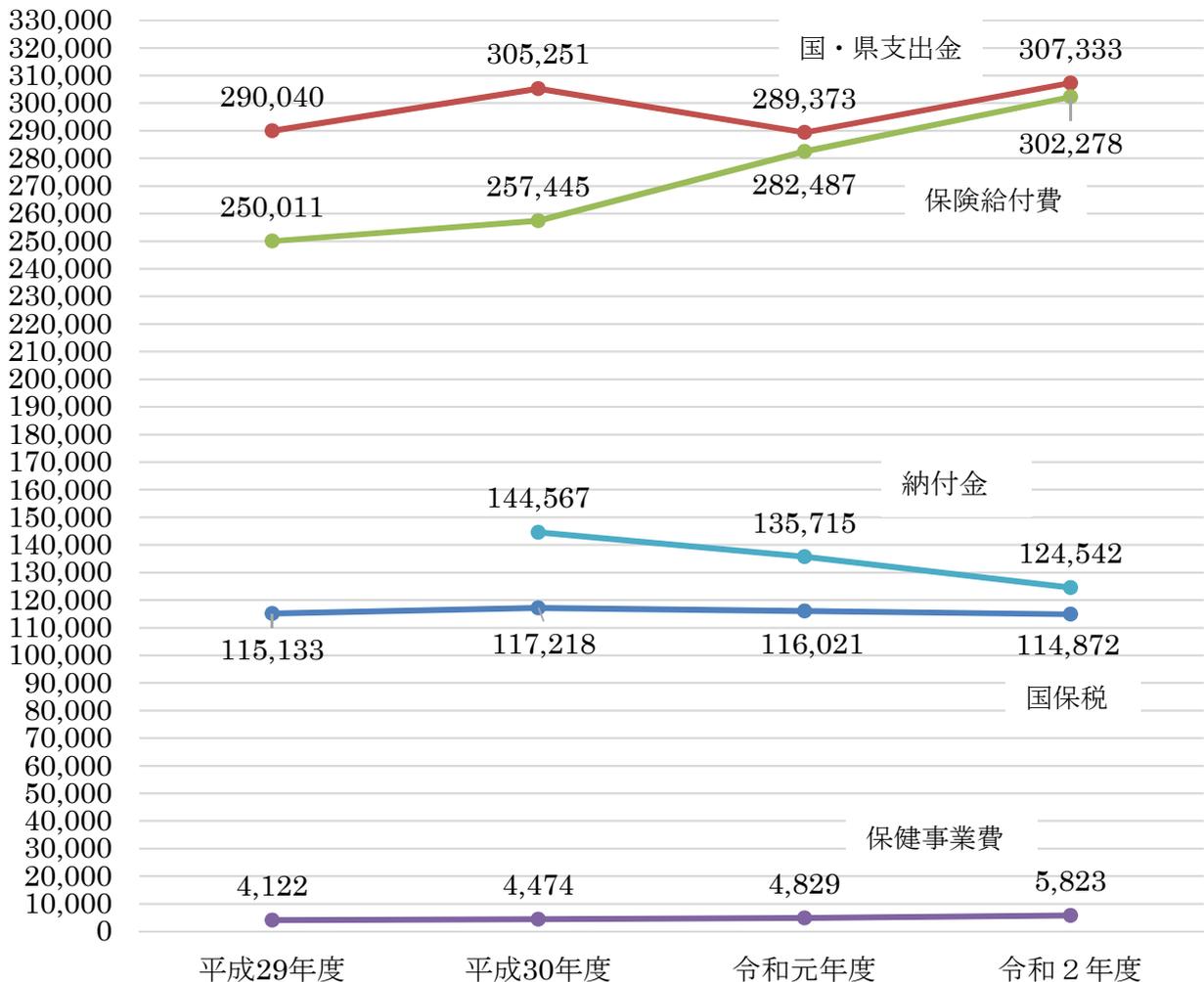
年度 区分	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)
保 険 税	115,516 円	115,133 円	116,021 円	114,872 円
国 県 等 支 出 金	290,040 円	305,251 円	289,373 円	307,333 円
繰 入 金	27,255 円	28,935 円	31,620 円	33,349 円
そ の 他 の 収 入	25,812 円	21,569 円	10,093 円	5,925 円
合 計	458,623 円	470,888 円	447,107 円	461,479 円

歳 出

年度 区分	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (予算)
総務費	7,854円	7,830円	8,861円	9,354円
保険給付費	250,011円	257,445円	282,487円	302,278円
国民健康保険事業費納付金		144,567円	135,715円	124,542円
後期高齢者支援金	57,548円			
前期高齢者納付金	205円			
介護納付金	19,481円			
共同事業拠出金	89,198円	0円	0円	0円
保健事業費	4,122円	4,474円	4,829円	5,823円
その他の支出	11,349円	23,064円	9,028円	19,482円
合計	439,768円	437,380円	440,920円	461,479円

※歳入歳出とも1円未満切り捨て

被保険者1人当たりに換算したとき主な収入と支出 単位：円



守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1. 専決処分について

平成31年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布（平成31年4月1日施行）されたことに基づき、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分し4月臨時議会で承認されました。

なお、条例の施行日は令和2年4月1日です。

【主な改正内容】

(1) 賦課限度額の引上げ

基礎賦課分に係る賦課限度額をそれぞれ引き上げるもの。

項 目	改正後	改正前	比較
基礎賦課分	63万円	61万円	2万円増
後期高齢者支援金等分（改正なし）	19万円	19万円	0円
介護納付金分（改正なし）	17万円	16万円	1万円増
合計	99万円	96万円	3万円増

(2) 低所得者に係る保険税軽減の拡大

軽減判定所得を見直すことにより、低所得者に係る保険税軽減の拡大を図るもの。

- ① 5割軽減判定所得 基礎控除額（33万円）＋28万円×被保険者数
 ＋特定同一世帯所属者数（国保から後期高齢者医療制度に移行した方）
 →基礎控除額（33万円）＋28万5千円×（被保険者数）
 ＋特定同一世帯所属者数
- ② 2割軽減判定所得 基礎控除額（33万円）＋51万円×（被保険者数）
 ＋特定同一世帯所属者数
 →基礎控除額（33万円）＋52万円×（被保険者数）
 ＋特定同一世帯所属者数

2. 6月定例月議会可決事項について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、国民健康保険税の減免を行うに当たり、国の財政支援基準に沿って遡って納期限後の減免申請を可能とすることが6月定例月議会で可決されました。

なお、条例の公布日は令和2年6月17日です。

【主な改正内容】

国民健康保険税の減免申請は、納期限までに行うこととされています（守谷市国民健康保険税条例第 25 条第 2 項）。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免は、納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に設定されているものが対象とされています。このため、当該期間内に納期限が設定された国民健康保険税については、納期限を経過した後においても申請することができるよう、所要の改正を行いました。

また、条例改正に併せて、新たに「守谷市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免取扱要綱」を定め（令和 2 年 6 月 18 日）、減免の対象世帯や減免額、申請方法等を規定しました。

（1）減免の基準

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **保険税の一部を減額**

（2）減免の要件

主たる生計維持者が、次の①～③全ての事項を満たす場合。

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること（**株式については除外**）
- ②前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

（3）減免額の計算

保険税の減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）を乗じた額）

減免対象の保険税額 ($A \times B / C$)	×	合計所得金額に応じた減免割合
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額		300 万円以下の場合：10 分の 10
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額		400 万円以下の場合：10 分の 8
C：主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の合計所得金額		550 万円以下の場合：10 分の 6 750 万円以下の場合：10 分の 4 1,000 万円以下の場合：10 分の 2

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 6月定例会議会可決事項について

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とされたことを踏まえ、守谷市国民健康保険の被保険者に対し傷病手当金を支給することが、6月定例会議会で可決されました。

なお、条例の公布日は令和2年6月17日です。

【改正の内容】

（1）傷病手当金の支給（附則第2項～第4項関係）

対象者	給与等の支払を受けている被保険者のうち、次の方 ・新型コロナウイルス感染症に感染した方 ・発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方
支給対象となる日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（＝4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
支給額（1日当たり）	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×(2/3)
適用期間	令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合は、最長1年6か月）

（2）傷病手当金と給与等との調整（附則第5項～第7項関係）

- ① 上記の対象者が給与等の全部又は一部を受けるときは、傷病手当金を支給しない。
- ② 「①」の場合において、受けることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が、受けることができるはずであった給与等の全部又は一部を受けることができなかったときは、その全部又は一部について傷病手当金を支給する。
- ④ 「③」の場合において、市は、支給した金額を、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

規則の廃止について

(1) 守谷市国民健康保険出産費資金貸付規則を廃止する規則について

【廃止に至った理由】

- ①近年における貸付実績がない（平成22年度以降実績なし）。
- ②出産育児一時金については、直接支払制度や受療委任払制度の制度を利用することにより医療機関が市から直接出産費用を受け取ることができるため、貸付制度の利用者が少ないものと考えられる。
- ③規則廃止 令和2年3月31日

(2) 守谷市高額療養費貸付規則を廃止する規則について

【廃止に至った理由】

- ①近年における貸付実績がない（平成24年度以降実績なし）。
- ②高額療養費については、限度額認定証を発行することにより自己負担額が抑制されるため、貸付制度の利用者が少ないものと考えられる。
- ③規則廃止 令和2年3月31日

